

防 災 第 5 1 9 号
令和5年(2023)10月2日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 様

出雲市長 飯塚 俊之
(防災安全部防災安全課)



「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」に基づく意見について

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第2項に基づき、次のとおり意見します。

島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画変更に係る出雲市の意見について

「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第1項第3号の規定に基づき、令和5年8月8日付、島原本企第3号で報告のあった島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更については、了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

1. 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- (1) 計画第2段階では放射線管理区域内の設備の解体撤去に入ることから、安全意識の更なる徹底を図るとともに、万全な組織・人員体制で臨むこと。
- (2) 他の電力事業者等と協力し、常に最新の技術及び先行事例で得られた知見の把握に努め、廃止措置に適切に反映すること。
- (3) これまでに経験のない作業を長期間にわたり安全かつ適切に対応するため、教育、訓練等を通して、社員はもとより関係する作業従事者の技術的能力の維持・向上を図ること。
- (4) 作業における課題を早期に共有し、改善につながるよう、協力会社も含め風通しの良い組織づくりに努めること。

2. 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- (1) 廃止措置が計画どおり進むよう国等と連携し、使用済燃料の全量搬出、譲り渡しを安全かつ着実に実施すること。
- (2) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、国との連携のもと事業者の責任において、安全かつ適切に対応すること。
- (3) クリアランス制度の適用にあたっては、法令基準に従い、適切に対応すること。

3. プラント解体にあたっての安全性の向上に関すること

- (1) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- (2) 地震等の自然災害やテロ対策等不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階及び作業環境の変化に応じた安全対策を確実に講じること。
- (3) 1号機の解体にあたっては、保安のために必要な設備及び隣接する2号機等の機能に影響を与えないよう作業を進めること。
- (4) 廃止措置は長期間にわたることから、常に安全を最優先とし、今後の状況の変化に応じた計画等の見直しを行うこと。

4. 情報提供に関すること

- (1) 汚染状況調査を含む廃止措置の実施状況について、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して、随時、わかりやすく丁寧な説明に努めること。
- (2) 計画の進捗に影響を与える再処理工場の状況等について、適切に情報提供を行うこと。
- (3) 計画第3段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。

5. 安全協定に関すること

- (1) 周辺自治体住民の安全確保の観点から、早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。